

【形式審査表（同業者団体等用）の記載要領】

- 1 この形式審査表は、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」（以下「照会文書」という。）を受理した庁又は局の文書回答担当者が形式審査事務及び補正要求事務を行う際に使用する。
- 2 「記載事項」については照会文書の各記載事項について確認をした結果、「適」若しくは「不適」のいずれかを○で囲む。
- 3 「記載事項」の「補正状況」欄には、照会文書の各記載事項について補正がされた場合におけるその状況を、例えば、「○年○月○日文書訂正」又は「○年○月○日補正書提出」のように記載する。
- 4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。
 - (1) 「7」欄……個別取引等に係る事前照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。
 - (2) 「8」欄……照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会であること。
 - (3) 「9」欄……特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであること。
 - (4) 「10」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に関する照会でないこと。
 - (5) 「11」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと。
 - (6) 「12」欄……事実関係の認定が伴うものでないこと。
 - (7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。
 - イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの(当該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。)
 - ロ 照会に係る取引等が、法令等に抵触又は抵触するおそれがあるもの
 - ハ 照会に係る取引等と同様の事案について、税務調査中・不服申立て中・税務訴訟中であるか、関係者間において紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
 - ニ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの
 - ホ 上記のほか、回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による回答が適切でないと認められるもの
- 5 「簡易補正」欄には、上記3の記載事項の補正以外に必要な応じて照会者に補正等を求めた場合に、その事項を記載する。
- 6 「その他連絡事項」欄には、局の文書回答担当者が庁の文書回答担当者に連絡すべき事項（例えば、文書回答を行わないことが適切であると思われる照会で、口頭による回答が可能な照会に対して、口頭による回答を行っているなどの事項）があれば、適宜記載する。